

事業構想大学院大学同窓会 青楠会 会則

第1条 名称

本会は事業構想大学院大学同窓会 青楠会（以下、「本会」）と称する。

第2条 所在地

本会は事業構想大学院大学内（東京都港区南青山 3-13-16）に置く。

第3条 目的

本会は会員相互の交流と親睦を図り、事業構想大学院大学の発展に寄与するものとし、事業構想修士として新規事業の創出・育成を通じて、広く社会に貢献することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の各項の事業を行うことができる。

- (1) 本会会員相互の交流・親睦に資する事業。
- (2) 事業構想大学院大学の充実、発展に資する事業の協力、援助等の事業。
- (3) 事業構想大学院大学への寄付等支援に関する事業。
- (4) 事業構想大学院大学の院生募集、本会会員並びに院生の就職・転職活動の支援に関する事業。
- (5) 本会会員、事業構想大学院大学院生、事業構想研究所研究員、教職員などの教育・文化活動への奨励及び助成に関する事業。
- (6) 本会会員、事業構想大学院大学の教職員、研究所等による社会的活動に対する支援事業。
- (7) 会報の発行及び各種出版物の刊行事業。
- (8) 本会の全国組織化、支部の統括や補助・支援事業。
- (9) 本会大会や各種研究会、研修会、講演会等の開催に関する事業。
- (10) 本会及び事業構想修士の啓発・普及、本会会員への教育・福利厚生支援に関する事業。
- (11) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業。

第5条 会員

本会は次の会員区分によって構成される。

(1) 一般会員

事業構想大学院大学修了生。

(2) 正会員

事業構想大学院大学修了生で入会を希望し、入会費及び年会費を納めた者。

(3) 名誉会員

- ① 事業構想大学院大学の学長、学長経験者。
- ② 学校法人先端教育機構の理事長、理事経験者。
- ③ 本会及び事業構想大学院大学に関わる多大なる功績を残した者で、本会会長及び運営委員の推薦の後、総会の承認を経て入会を認められた者。

(4) 特別会員

- ① 事業構想大学院大学の教職員等で入会を希望し、年会費を納めた者。
- ② 学校法人先端教育機構の評議員等で入会を希望し、年会費を納めた者。
- ③ 事業構想大学院大学に関係する者のなかで、本会会長及び運営委員の推薦の後、総会の承認を経て入会を認められた者で、年会費を納めた者。

第6条 役員

本会は正会員の中から次の役員を置き、任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、会長、副会長及び監事の就任期間は、6年を限度とする。なお、監事は必ずしも正会員でなくても良い。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 運営委員 5名以上 20名以内
- (4) 監事 2名

第7条 役員の役割

役員は次の役割を担うものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の事業を統括する。また、副会長1名の指名、各事業担当者としての事業委員長の任命、総会及び運営委員会の議長選出を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その役務を代行する。
- (3) 運営委員は、本会の事業を遂行する。また、会長より任命された事業委員長を補佐し、事業委員としてそれを遂行する。
- (4) 監事は、会計、経理、事業を監査する。

第8条 役員の選任

役員は次の方法で選任されるものとする。

- (1) 会長、副会長1名、監事は運営委員より選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 運営委員は、会長、副会長、監事を除いて、各卒業年度より2名以内の正会員により選任され、総会の承認を得るものとする。
- (3) 人選の人数の偏りによる公平性に欠ける状態など、特別な事情が存在する場合に限って、上項に規定された人数の限定を除くことが認められる。

第9条 役員報酬

役員は無報酬とする。ただし、相当の理由がある場合に限り、役員会の議決及び総会の議決を経て、期間を定めて役員に報酬を支給することができる。

第10条 総会

- (1) 総会の開催にあたっては、次の各号の通りとする。
 - ① 正会員によって構成される。
 - ② 定時総会を毎年1回、原則5月に会長が招集して開催する。
 - ③ 会長は、必要に応じて臨時に開催することができる。
 - ④ 第6条役員^の3分の2以上の要請によって臨時に開催することができる。
 - ⑤ 正会員の3分の1以上からの要請によって臨時に開催することができる。
- (2) 総会には第6条記載の役員が出席するものとする。
- (3) 総会の決議事項としては、次の各号とする。
 - ① 事業報告及び承認。
 - ② 予算・決算の報告。
 - ③ 運営委員の選任及び役員^の承認。
 - ④ 会則の改正及び決定。
 - ⑤ その他の諸事項。
- (4) 総会の議決は出席した正会員の過半数をもって承認されるものとする。なお、可否同数の場合は、議長の決定に従うものとする。
- (5) 書面又は電磁的方法によって投票した者、又は同方法によって総会の議決に一任した者は、出席者とみなす。
- (6) 運営委員によって総会の議事録を作成し、出席者の中から議長が指名した者が署名捺印のうえ、これを保存する。

第11条 運営委員会

役員は正会員からの委託を受け、次の各項を審議するための定例会を年間3回以上開催する。

- (1) 会員の入退会に関する事項。

- (2) 第 6 条記載の役員を選任(うち、副会長 1 名とする)。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項。
- (4) 予算及び決算に関する事項。
- (5) 各事業委員会としての事業の進捗状況等に関する事項。
- (6) 会則の改廃に関する事項。
- (7) 各支部の活動状況、支援に関する事項。
- (8) その他会長が必要と認める事項。

第 12 条 支部

本会は事業構想大学院大学の別地キャンパス内に支部を置くことができる。支部の設立目的は第 3 条を満たすものとし、その事業は第 4 条の各項に準拠するものとする。

第 13 条 事業年度

本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 会費等

本会は次の各項による会費の種別を設け、別に定める「会費徴収に関する要項」に規定する方法により会費を徴収することができ、本会が行う事業等の参画を認めることができる。

- (1) 正会員から入会時に、入会金として 5,000 円を徴収する。
- (2) 2 年次以降の会費については、維持費として年間 1,000 円を徴収する。
- (3) 一般会員、名誉会員からは会費を徴収しない。
- (4) 特別会員の会費は、年間費 3,000 円を徴収する。
- (5) 年会費の徴収に該当する会員からその費用を徴収できない場合においては、本会に関わる事業等における正会員の優位性が損なわれることがある。

第 15 条 本会の運営費用

本会の運営は、会費及び寄付金等のその他の収入で賄う。

第 16 条 禁止事項

会員は他の会員に対して、個人の人権や権利を侵してはならない。また、金銭の貸借、政治活動、宗教活動等の迷惑行為を行ってはならない。

第 17 条 除名

会員が次の各項の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員が会則または規則に違反したとき。
- (2) 会員が本会及び事業構想大学院大学の名誉を傷つけ、または本会の秩序を乱したとき。
- (3) 会員として、著しく品位を害する言動があったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 18 条 表彰等

本会は次の各項による表彰等を行うことができる。

- (1) 本会の発展や、多大なる寄与があった者に対する表彰等。
- (2) 会員が逝去した時の弔意等。

第 19 条 顧問

本会は会長の要請により以下の項目において顧問を置くことができる。なお、任期は 1 年以内とす

る。

- (1) 諸事業及び運営委員会等に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 本会の重要な事項について会長の諮問に答えることができる。

第20条 解散

本会を解散するにあたっては、次の各項による手続きを行わなければならない。

- (1) 本会を解散するときは、運営委員会での全会一致の議決を経て、総会もしくは臨時総会において、正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。また、第3項記載の帰属先についても承認を得るものとする。
- (2) 解散が承認された場合においては、会費その他の残余財産について、3ヶ月以内に清算を行うものとする。また、その清算の完了は会員に報告される。
- (3) 第1項の帰属先については、役員によって専門家らの意見聴取を行い、寄付によって社会的に有益性が高い団体等が運営委員会によって選定される。

第21条 退会

会員は、本会退会手続きとして、2月末日までに退会の旨を運営委員等に申出を行うことにより、本会員から退会できるものとする。なお、年度内中途退会を含め、納めた会費についての日割・月割精算等による返金を含めた一切の返金は行われぬものとする。ただし、本会都合による解約の場合はこの限りではない。

2014年6月21日 制定

2016年6月25日 改定

2018年8月25日 改定

2021年6月19日 附則

第4条(事業)8項及び、第12条(支部)に規定する別地キャンパス支部の設立にいたるまでの期間において、第8条(役員)の2項及び3項に規定する役員の数に関する条項は、各別地キャンパスにおいての卒業年度毎に適用する事を可能とする。また、第6条(役員)3項に規定する運営委員の数に関する条項は、各別地キャンパスにおいては別枠として適用され、各別地キャンパス卒業年度2名を上限とする。

なお、本附則は、支部設立及び支部会則などが規定される際には見直しが行われるものとする。

2022年5月28日 改定(第21条を附する)

2024年5月28日 改訂(名称変更)

名称を「【旧】事業構想大学院大学校友会 青楠会」から「【新】事業構想大学院大学同窓会 青楠会」とする。

2024年5月28日 付則

上記、2021年6月19日付の附則につき、組織編成や本会事業の推進に必要な人数や人材が不足しているなどの特別な理由による場合は、総会の議決を経たのちに人数の上限を限定しないこととする。ただし、同キャンパス及び、同修了年度の運営委員の議決の上限は2票数とする。

以下余白